

## 本庄市市民活動団体登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において公益的で自発的な市民活動を行う団体（以下「活動団体」という。）の情報を収集し、登録することにより、積極的に活動する活動団体を把握し、活動団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けることを目的とする。

### (登録要件)

第2条 登録をすることができる活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、共益的又は互助的な活動及び個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等は除くものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 営利活動及び政治又は宗教に関する活動を目的としない団体であること。
- (3) 3人以上の会員で組織されていること。
- (4) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

### (登録の申請)

第3条 登録を希望する活動団体は、本庄市市民活動団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 活動内容を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、本庄市市民活動団体登録決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (登録内容の変更)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに本庄市市民活動団体登録事項変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (登録の取消し)

第6条 登録団体は、登録の取消しをしようとするときは、本庄市市民活動団体登録取消届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合又は登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、本庄市市民活動団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（団体への支援）

第7条 市長は、次の各号に掲げるもののうち、登録団体の希望に応じて必要な支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の活動に関し必要な情報の提供又は共有
- (2) 活動団体育成の支援
- (3) 活動団体同士のネットワークの形成の支援
- (4) その他市民活動に関し必要な支援

（登録内容の公表）

第8条 市長は、登録団体の申請書に記載された情報を市のホームページ等により公表するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。